

税務署
受付印

特定美術品に係る新たな寄託に関する明細書

令和 年 月 日

税務署長 提出者 住所
(寄託相続人) 氏名
(電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の6の7 第4項 第5項 に規定する承認に係る特定美術品については、旧寄託契約に係る 契約期間の終了 寄託先美術館の登録の取消等 があった日から1年以内である
令和 年 月 日に新たな寄託先美術館（以下「新寄託先美術館」といいます。）の設置者と寄託契約を締結し、寄託しました。ついては、租税特別措置法施行規則第23条の8の7 第5項 第8項 の規定により、明細書を提出します。

1 被相続人等に関する事項

被相続人	住所	氏名
特定美術品を相続（遺贈）により取得した年月日		令和 年 月 日

2 契約期間の終了等の年月日

① 事由	契約期間の終了 寄託先美術館の 登録の取消 ・ 登録の抹消 ・ 指定の取消
② 年月日	令和 年 月 日

(注) ①欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。

3 特定美術品に関する事項

① 名称		
② 員数		
③ 種類 ^(注)	重要文化財 ・ 登録美術品	
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	年 月 日
	記号・登録番号	

(注) 1 ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。

2 ④欄には、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。

4 新寄託先美術館に関する事項

① 名称		
② 所在地		
③ 新寄託先美術館の設置者に対する寄託年月日	令和 年 月 日	

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	年 月 日				

(裏)
記載方法等

この明細書は、特定の美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人(寄託相続人)が、「寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」又は「寄託先美術館の登録の取消等があった特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」に対する税務署長の承認を受けている場合において、寄託契約の終了の日又は寄託先美術館の登録の取消等の日^(注)から1年を経過する日までに、承認申請に係る特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託した場合に使用してください。

(注) 「寄託契約の契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託契約に関する承認申請書」による承認の場合には、寄託契約の終了の日であり、寄託先美術館の登録又は指定の取消等に係る新たな寄託先美術館に関する承認申請書」による承認の場合には、寄託先美術館についてその登録の取消若しくは抹消又はその指定の取消がされた日になります。

(添付書類)

新寄託先美術館の設置者との間で締結した寄託に係る契約書の写しその他の書類で「特定美術品をその設置者に寄託をしている旨」及び「その寄託をした年月日」を明らかにする書類